

いきいき安心プラン21

第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和3～5年度)

【概要版】

令和3年3月
三田市

計画策定にあたって

● 計画策定の背景

わが国では、令和7年（2025年）にいわゆる団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）がすべて75歳以上（後期高齢者）に、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代（昭和46年～昭和50年生まれ）が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。それに伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、1人暮らし高齢者、老老介護世帯など、支援が必要な人はますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会の担い手）の減少といった問題が顕在化することとなります。

本市においても、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながり機能・マネジメント機能の強化等の取り組みを通じて、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会をめざし、「三田安心ケアシステム（地域包括ケアシステム）」を推進していきます。

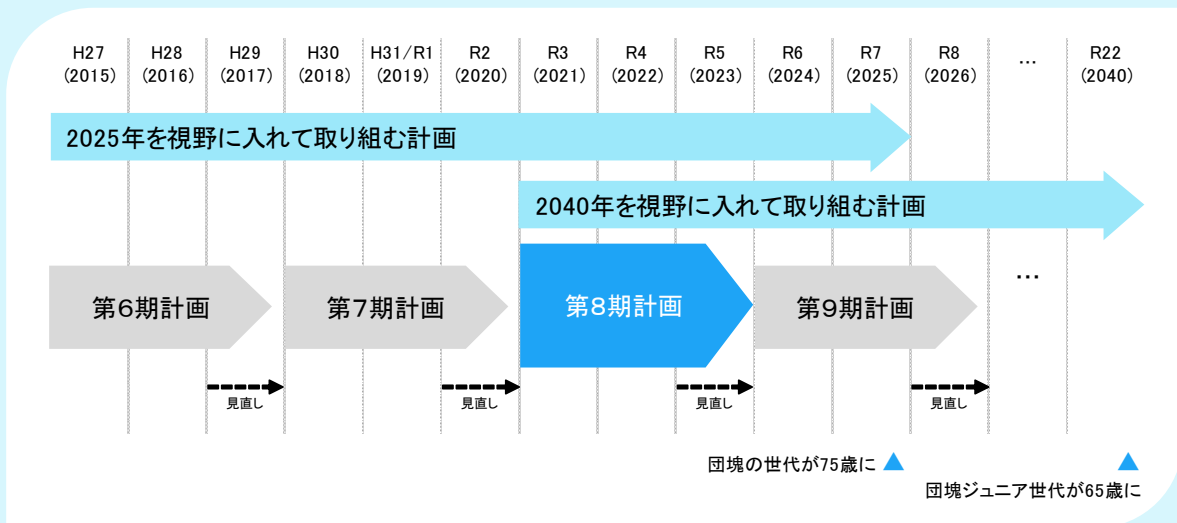
また、この三田安心ケアシステムを中核的な基盤として、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。

これに伴い、「いきいき安心プラン2 | 三田市高齢者保健福祉計画・三田市介護保険事業計画（令和3～5年度）」を策定します。

● 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

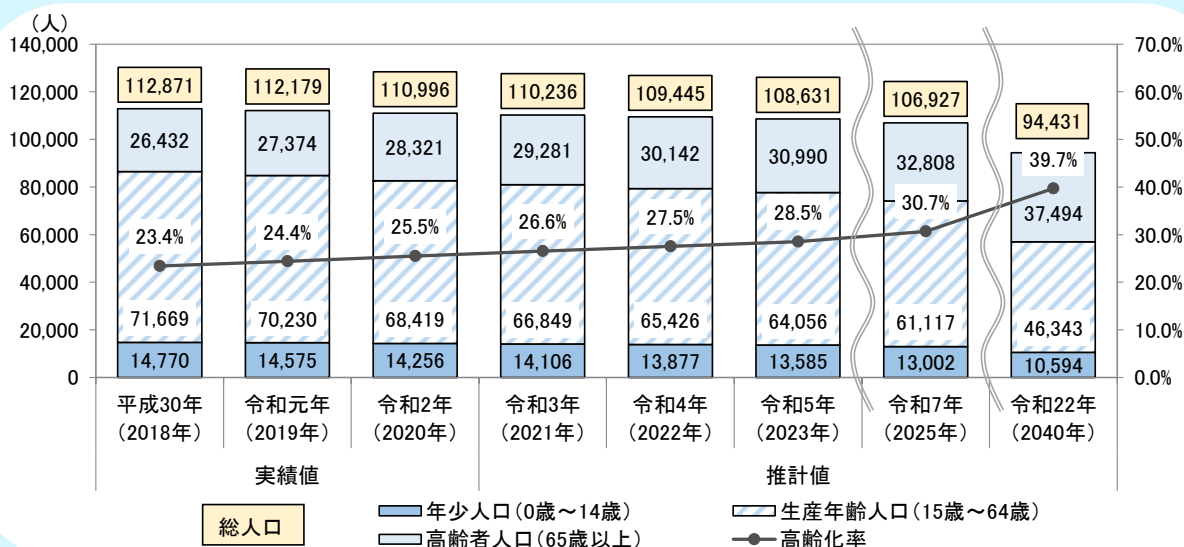
本計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7年（2025年）の高齢者のあるべき姿と、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた計画とし、中長期的な視野に立ったサービス・給付・保険料の推計、施策の展開を図ります。



三田市の高齢者を取り巻く現状

● 人口の推移と推計

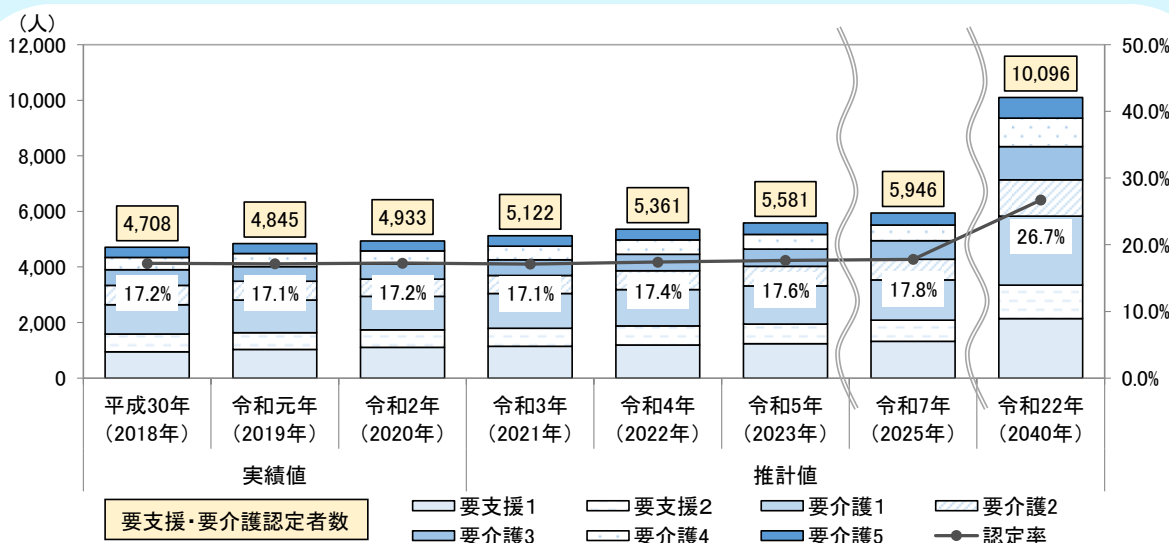
総人口は今後減少傾向となる一方、高齢者人口は増加傾向となっており、高齢化率は令和7年（2025年）では30.7%と、市民の約3.3人に1人が高齢者となります。



(各年9月末時点)

● 要支援・要介護認定者数の推移と推計

要支援・要介護認定者数は、今後も増加傾向となり、認定率は、令和5年では17.6%、令和7年（2025年）では17.8%となる見込みです。特に、令和7年（2025年）にかけて要介護1以下の軽度者が大きく伸びる見込みとなっています。








(各年9月末時点)

第8期計画の基本理念と施策体系

基本理念

みんながともに輝き、安心して生活できるまち・三田

基本目標	施策の方向	施策項目
I 生涯現役で過ごすことができるまちづくり	1. 高齢者の生きがいづくりを推進します 	(1)生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進 (2)地域活動の促進 (3)就業の促進
	2. 壮・中年期の健康づくりを推進します	(1)健康づくり意識の向上 (2)生活習慣病の予防 (3)医療の充実
	3. 介護予防を充実します 	(1)介護予防の普及・啓発・情報発信 (2)地域介護予防活動の支援 (3)高齢期の健康づくりの推進
II 住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり	1. 地域包括ケアを充実します 	(1)地域包括ケア推進拠点の機能強化 (2)地域全体で支える体制の整備 (3)在宅医療・介護の連携強化
	2. 高齢者の在宅生活を支援します	(1)介護者への支援 (2)日常生活への支援 (3)介護予防・日常生活支援総合事業の充実
	3. 介護サービスを充実します 	(1)介護サービスの整備 (2)サービスの質の確保・向上 (3)介護人材の確保・育成 (4)防災・感染症対策の推進
	4. 認知症高齢者への支援を充実します 	(1)認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり (2)早期発見・早期対応の促進
III 地域みんなで支え合い、ふれあうまちづくり	1. 地域福祉活動を支援します	(1)個人の取り組みや団体活動への支援
	2. 高齢者の人権を大切にします	(1)人権意識の普及・啓発 (2)権利擁護の推進
IV 安全で快適な暮らしやすいまちづくり	1. 快適な住宅・住環境の向上をめざします	(1)高齢者にやさしい居住環境の推進 (2)福祉のまちづくりの推進
	2. 安全・安心な生活環境を推進します	(1)防災・防犯・感染症対策の推進 (2)交通安全対策の推進

基本目標ごとの方向性と重点施策

基本目標Ⅰ 生涯現役で過ごすことができるまちづくり

高齢者が生涯現役で過ごすため、食事や運動などの生活習慣の改善に取り組むことの重要性を広く啓発し、三田市健康増進計画「健康さんだ21計画」と連携し、介護予防と保健事業の一体的な取り組みを進めるとともに、市民の主体的な健康づくり、介護予防活動を支援します。また、高齢者の豊かな知識や経験、就労意欲を活かすとともに、高齢者自らの積極的な学びが、自身の生きがいや地域社会の中で役割につながり、いきいきと暮らしていけるよう取り組めます。

● 高齢者の生きがいづくりを推進します



生涯学習、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 生涯学習カレッジでの学びが地域活動等へつながるよう各講座や活動等を通じた仲間づくり、幅広い知識の習得や経験ができる機会を提供していきます。
- 地域型スポーツについて、種目などの検討を行い、継続的な生涯スポーツの推進を図ります。
- 高齢者に対するスポーツを通じた仲間づくり、生きがいづくりなどの促進を図ります。
- 「いきがい応援プラザ～HOT～」では、情報発信拠点として機能を強化します。
- 地域への取材を積極的に行い、活躍する高齢者の情報を得て、情報を発信することで、生きがいを持つ人を応援します。

地域活動の促進

- 多様な活動ニーズに総合的に対応し、老人クラブ活動、ボランティア活動や社会参加につなげていきます。
- 未来を担う子どもの成長を地域と学校が連携・協働して、地域全体で支えていく活動を推進します。
- 地域住民みんなで支え合うまちづくりのため、高齢者が活動者となれるよう地域活動への参加促進を図ります。
- 「シニア・ユースひろば」において、自由な活動の場を提供するとともに多様な世代を対象とするイベントを開催します。

就業の促進

- さんだ生涯学習カレッジ修了生に、シルバー人材センターについて積極的な情報提供を行います。
- 「いきがい応援プラザ～HOT～」では、高齢者の社会参加を支援するとともに、就業に関する相談について情報提供を行います。



● 介護予防を充実します

介護予防の普及・啓発・情報発信

- 高齢者つどいの広場事業について、参加者が『一人ひとりの力の発揮』『お互いに力を合わせる』ことを取り入れ、協力しながら実施するレクリエーション・交流の場として充実を図ります。
- 高齢者が健康で自立した生活を継続できるよう、地域の身近な通いの場等に多様な専門職を派遣し、介護予防に関する知識や実践方法の普及啓発を促進します。

地域介護予防活動の支援

- 地域包括支援センター・高齢者支援センターにおいて、地域住民が主体となる介護予防活動の立ち上げ、活動の継続支援に努めます。また、地域に偏りのない「通いの場」づくりを進めます。
- 「ウィズコロナ」「アフターコロナ」下において、必要な情報の提供や対応方法等の助言を行い、地域の介護予防活動の実施を支援していきます。

高齢期の健康づくりの推進

- 健診・医療・介護のデータに基づき導いた、高齢者の健康課題に応じる事業実施体制を構築します。また、それらの事業に医療専門職が積極的に関与し、地域の高齢者が身近な場所で参加できるように支援します。
- 疾病予防・重症化予防を目的として、高齢者のフレイル状態を早期に把握し、必要に応じ適切な医療受診や介護予防事業等につなぎます。

基本目標Ⅰ 具体的な施策例

さんだ生涯学習カレッジ、地域型スポーツの振興、スポーツを通じた健康・体づくり、いきがい応援プラザ～HOT～、活動に関する情報提供の充実、老人クラブ・市民活動等への参加促進、学校支援ボランティア事業の推進、多世代交流の推進、シルバー人材センターへの加入・就業の促進、「健康さんだ21計画」の中間評価と新たな事業の推進、健康意識の向上、健康診査（特定健診）・各種検診の充実、特定保健指導の充実、健康の自己管理、生活習慣病予防について学び・実践する機会の充実、健康相談の充実、かかりつけ医を持つことの普及啓発、地域医療体制の整備、救急医療体制の整備、高齢者つどいの広場事業の実施、地域リハビリテーション活動支援事業の実施、介護予防に資するボランティアの育成、いきいき百歳体操の普及促進、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり

三田安心ケアシステムの中核を担う地域包括支援センター・高齢者支援センターの機能を強化し、保健・福祉・介護の関係機関と、医療、地域団体や住民の連携を推進します。

介護が必要になっても、個々の状況やニーズに応じたサービスを迅速かつ適切に利用できるよう、介護保険サービスをはじめとする各種支援・サービスの円滑な実施と安定した供給体制の確保に努め、要介護者やその家族等介護者を支援します。

また、認知症予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みや、認知症疾患医療センターなどの専門医療機関とかかりつけ医との連携や相談窓口の充実に努めるとともに、認知症になっても尊厳と希望を持って日常生活を過ごすことができる地域をめざし、認知症の理解・知識の普及啓発を行います。

● 地域包括ケアを充実します



地域包括ケア推進拠点の機能強化

- 包括的な支援・サービス提供体制の構築をめざす「三田安心ケアシステム」を促進します。
- 地域の身近な相談窓口として、総合相談業務、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務の充実に努めます。高齢者支援センターについては、各圏域の高齢者人口の増加の状況に応じ地域包括支援センター化を進めます。
- 地域包括支援センターに関する業務の実施状況を把握し、業務の重点化・効率化を進めていきます。
- 虐待発生時に迅速で適切な対応が行えるよう、引き続き関係機関との連携を強化します。また、支援に関わる専門職等関係者や地域に対する相談窓口の周知、対応力向上のための研修等の充実に取り組みます。

地域全体で支える体制の整備

- 地域の見守り体制構築につながるよう地域の関係者や関係機関、協力事業者等との情報共有・連携に努めます。
- 自立支援型地域ケア会議の本格的な開催を進め、高齢者を取り巻く地域課題について把握・対応するとともに、生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員や既存の住民団体等と連携し、地域における高齢者の生活支援体制の構築を進めます。

在宅医療・介護の連携強化

- 支援に携わる関係者の意識向上や、多職種連携研修、市民に対する意識啓発について、関係者の協働により取り組みます。
- 看取りに対応する体制を構築するため、アドバンス・ケア・プランニングの支援のあり方や専門職のスキルアップ、市民への普及啓発の取り組みについて検討を進めていきます。
- 在宅医療・介護連携については、検証や評価を実施し取り組みを推進します。

● 介護サービスを充実します



介護サービスの整備

○第8期計画以降における介護サービス基盤整備については、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を目標年と定め、これに向けて計画的な整備を進めます。

サービス	施設種別	第6期 (H27～29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～5)	第8期 方針
施設	介護老人保健施設	363 (3施設)	363 (3施設)	363 (3施設)	増減なし
	介護療養型医療施設 (R5 廃止予定)	92 (2施設)	50 (1施設)	50 (1施設)	増減なし
	介護医療院	—	42 (1施設)	42 (1施設)	増減なし
	特別養護老人ホーム	380 (5施設)	460 (6施設)	465 (6施設)	5人増*
地域 密着型	認知症対応型共同生活介護	90 (5施設)	108 (6施設)	126 (7施設)	18人増
	小規模多機能型居宅介護	58 (2事業所)	58 (2事業所)	58 (2事業所)	増減なし
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10 (1事業所)	30 (1事業所)	50 (2事業所)	20人増
	認知症対応型通所介護	15 ※併設型 (2事業所)	21 ※併設型 (3事業所)	27 ※併設型 (4事業所)	6人増
その他	サービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設	98 (1施設)	98 (1施設)	98 (1施設)	増減なし
	サービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設以外	78 (2施設)	78 (2施設)	78 (2施設)	増減なし
	有料老人ホーム	—	60 (1施設)	60 (1施設)	増減なし
	軽費老人ホーム	60 (1施設)	60 (1施設)	60 (1施設)	増減なし

※短期入所生活介護からの転換分

サービスの質の確保・向上

- 実地指導の効率的な実施、給付実績データ等を活用した、より効果的な指導の実施をめざします。
- 居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の適正な運営を図るため、集団指導等を活用した情報提供や、市ホームページ、電子メール等を活用した情報提供を実施します。
- ケアマネジャーへの支援としてケアプラン点検を実施するとともに、ケアマネジャー協会との情報交換等を通じて、資質向上を図ります。
- 介護相談員の訪問活動についてより一層の充実を図ります。
- 虐待や認知症をキーワードに地域包括支援センターとの連携を強化します。
- 国民健康保険団体連合会の給付実績情報の活用について取り組みます。
- 事業所及び市の業務効率化のため、国の様式例の活用や添付書類の削減等を行い、文書事務の簡素化に取り組みます。

介護人材の確保・育成

- 介護人材における、若年層・中高年齢層・子育てを終えた層・高齢者層などの各層や他業種からの新規参入の促進のため、研修の開催や就業体験支援を行います。
- 介護職員の離職防止や職場定着を図るため、スキルアップや職場定着に関する研修等を支援します。
- 介護現場におけるロボット・ICTが効率的に導入が行われるよう支援します。
- 介護の仕事の魅力向上のための情報発信について支援を行います。

防災・感染症対策の推進

- 介護サービス事業所における災害や感染症対策にかかる計画やマニュアル等の策定状況、避難訓練などの実施状況、衛生用品などの準備状況を定期的に確認するとともに、介護サービス事業所等と連携し、災害時避難訓練の実施や防災啓発活動を実施します。
- 災害や感染症対策にかかる情報提供や周知啓発を行うとともに、介護サービス事業所等におけるサービス継続のための支援について、都道府県などの関係機関と連携して実施します。
- オンラインによる面会や会議、研修の実施など、ICTを活用した感染症対策を進めるため、市における環境整備を進めるとともに、事業所における環境整備の支援を行います。

● 認知症高齢者への支援を充実します



認知症の知識の普及啓発と支援体制づくり

- 認知症サポーター養成講座や健康教室等を開催し、市民が認知症について正しい理解と知識を持つよう啓発に取り組みます。また、スキルアップ講座の開催により、サポーターの支援活動の充実につなげるとともに、チームオレンジ（認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み）等の仕組みづくりを進めます。
- 本人からの発信の機会や意見交換を行う場づくりを行います。また、生活のあらゆる場面での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを進めるため、市民意識の醸成を図ります。
- 各地域で活動されるサロン・つどい等身近な通いの場の維持・拡充の支援を行うとともに、活動支援者や参加者の認知症に対する知識や理解の普及啓発を図ります。
- 徘徊の恐れのある高齢者のGPS端末利用、賠償責任保険やセーフティネット等の備えの促進を図るとともに、行方不明時の早期発見の体制構築のため市民への啓発に取り組みます。
- 認知症地域支援推進員の充実・強化に努めます。

早期発見・早期対応の促進

- 早期発見・早期対応の重要性を啓発するとともに、認知症疾患医療センターと連携し、もの忘れ相談や認知症初期集中支援の充実を図ります。また、地域の専門病院、認知症相談医、かかりつけ医との連携体制を構築することにより早期発見・早期対応に取り組みます。

基本目標Ⅱ 具体的な施策例

地域包括支援センター・高齢者支援センターの運営、総合相談業務の実施、権利擁護業務の実施、包括的・継続的ケアマネジメント業務の実施、高齢者・介護審議会の運営、見守りネットワークの構築、地域ケア会議の実施、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、医療・介護関係者の情報共有の支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、介護者の相談体制・情報提供の充実、家族介護者の健康支援・介護負担軽減、家族介護用品支給事業の推進、緊急通報システム機器設置事業の実施、介護予防・生活支援サービスの実施、通所型サービスB（高齢者ふれあいデイサービス）の実施、介護保険サービスの整備、事業者の指導・整備、ケアマネジャーの資質の向上、介護給付の適正化、介護人材確保のための情報発信、防災や感染症対策のための情報発信・介護サービス継続のための支援、認知症サポーター養成事業の実施、認知症予防講座の実施、高齢者等SOSネットワーク事業、認知症地域支援・ケア向上推進事業の実施、認知症疾患医療センターとの連携

基本目標Ⅲ 地域みんなで支え合い、ふれあうまちづくり

世代を超えたふれあいや支え合いなど地域福祉計画と連携した取り組みと、ともに生きる豊かな福祉のまちづくりを推進します。

制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現をめざします。

基本目標Ⅲ 具体的な施策例

生活支援コーディネーター兼地域福祉支援員の配置、ふれあい活動推進協議会の活動推進、ボランティア活動の推進、高齢者の人権に関する啓発の推進、成年後見制度、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の利用促進、高齢者虐待防止法に基づく虐待防止と養護者支援、施設内虐待への取り組み、障害者・高齢者虐待権利擁護高度専門相談、消費者被害への対応

基本目標Ⅳ 安全で快適な暮らしやすいまちづくり

高齢者が気軽にかけられる移動手段等の維持・確保、快適な居住環境の整備など高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

また、高齢者を狙った犯罪の被害に遭わないよう呼びかけを行うとともに、高齢者が災害や感染症の脅威に直面した場合にも安全を確保できるよう、関係機関と連携し対策を進めます。

基本目標Ⅳ 具体的な施策例

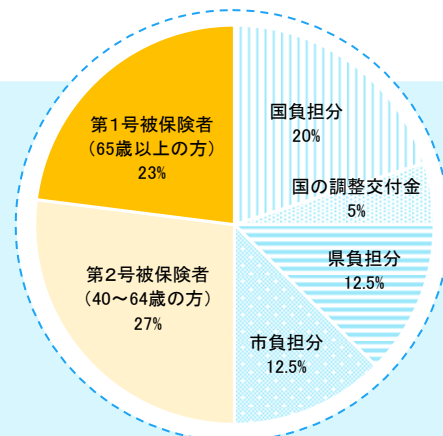
公営住宅の管理、高齢者向け住宅の情報提供、公共施設のバリアフリー推進、移動手段等の維持・確保、交通機関の運賃の助成、防災意識の高揚、避難行動要支援者支援制度の推進、防犯協会の活動支援、防犯意識の高揚、新型コロナウイルス等感染症対策、高齢者の交通安全に対する意識啓発、地域の交通安全環境づくり

介護給付費等の見込み額

● 介護保険の財源構成

介護保険事業にかかる給付費は、サービス利用時の利用者負担を除き、50%が公費、50%が保険料で賄われます。

第8期計画では、第1号被保険者は、保険給付費の23%を保険料として負担することを標準とします。



● 介護給付費等の見込み額

標準給付費、地域支援事業費の合計に、第1号被保険者負担割合を乗じた第1号被保険者負担相当額は、以下のとおりです。

単位:円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
標準給付費(A)	6,932,508,937	7,270,892,696	7,697,078,648	21,900,480,281
総給付費※	6,543,671,000	6,886,658,000	7,296,625,000	20,726,954,000
その他	388,837,937	384,234,696	400,453,648	1,173,526,281
地域支援事業費(B)	524,898,000	577,486,000	644,010,000	1,746,394,000
第1号被保険者負担割合(C)	23%			
計 {(A+B) × C}	1,715,203,596	1,805,127,100	1,918,450,389	5,438,781,085

※財政影響額調整後

● 第1号被保険者の保険料基準額

第1号被保険者の保険料基準額は、上記の第1号被保険者負担相当額から、調整交付金相当額等を加減し、令和3年度から令和5年度までの所得段階別加入割合補正後被保険者数、予定保険料収納率を乗除して求められます。第8期計画のなお、算定にあたっては、三田市介護給付費準備基金の取崩しを活用し、保険料の抑制を図りました。

第8期 保険料基準額	
年額	67,450 円
月額	5,621 円

所得段階別保険料

区分	対象者	保険料	
		負担率	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.5 [※]	33,720 円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額×0.625 [※]	42,150 円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額×0.75 [※]	50,580 円
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額×0.9	60,700 円
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	67,450 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額×1.2	80,940 円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額×1.3	87,680 円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額×1.5	101,170 円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	基準額×1.7	114,660 円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額×1.9	128,150 円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上の方	基準額×2.1	141,640 円

※低所得者軽減強化前の保険料率

いきいき安心プラン21

第8期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3~5年度)

令和3年3月

発行:三田市 福祉共生部 健康推進室 介護保険課

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

電話:079-559-5077 FAX:079-563-1447